

發行所
三池炭礦労働組合
大平田市不知火町

監製
発行人 平岡敏浩
印刷 三池炭礦労働組合印刷工場

三 礦 勞 組
機 關 紙

白鉢卷に示す意

堂々二万労働者の大行進
政府労働部會に提案を決定している強硬法は組合組織を極力
壓してその職能を区別するものあり、餘程は組織
を離れてこれが國體粉砕にならざるや、二月一日十萬の労働者
を動して強硬法を全面に對し、同日臨國會より大急進で大会
を組織するなど斯法に反對のの手を今を國體に對して
るが、大牟田にも去る三日一萬労働組を中内に急進組一萬の強硬

彈壓法規絕体反對!



退手交渉妥結す

激園實に九十余日

春李への決意強固

第五回（旅）中央委員會

前進

彈壓法
と
共産黨
騷擾事件

秩序を擾すものとして糺彈せらるべきであらう。

炭勞中央委員會
經過報告

▲第一期
第五回警察庁中央委員会は二月廿日
か廿三日までの四日間、か左
の各警察団に於て、問題を設定
た。執行部より、警察報告が、
（組織問題に對するもの）引附て
て、警察報告を、

で、暴力行使（ストライキを
含む）、奉行し得る警察を確立
する、

②、職上法案、労働組合法、職
の職上反対（内容を）並
びに、警察報告の、警察を分
けて、警察を、

労働者弾壓政策の實情

早古日陽陽撫撫督、願に万の懇願を奏せたいが、
 問題として現に三月内外、留々々は筆を執る、即ち奏
 勝によつて敵の密謀を草ない、日皇陛下を神廟附成之の
 こと、賢能の謀に密着して、傳へ、政府並に姑占本の
 條件の要とならない條上、内外の処置を、再び正確に
 客の軍火を比べて、國が好む、益するの爲め等とせられ、
 三つその爲めして、金銀の謀の難い。
 する所、成るにないのが、難

彈圧法の構成

[illegible]

第五回中央委員會
(下段中央は武藤會長)

[illegible]

なぜこんな政策が必要

か？（日本の運命）

とである。この改正の趣旨は、**獨占禁止法**（集中競争）をツカケとなつたのが二十六年**事業者団体法の廃止**と、**三日權法**發布詔勅日に「出され反動振りは如何にと」

初後、伯安の維持又は日本の新聞に合うように自國法を爲すに對して敢て之を擁護が日に續けられしたのである。

南の劫火 (1)

出雲義雄作
園田日出生畫

[illegible]